



発行：群馬県人権男女共同参画課
連絡先：〒371-8570
前橋市大手町一丁目1番1号
電話：(027)226-2906(直通)
FAX：(027)220-4424

巻頭言



人権文化が定着した 社会を築くために

群馬県総務部長 福島 金 夫

少子高齢化、グローバル化などにより、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きな変化を見えています。特に、科学技術の発達は日常生活に大きな変革をもたらし、利便性の高い社会を実現しました。

その一方で、大量破壊兵器の開発により、多くの尊い人命が奪われているという負の側面を忘れてはなりません。

「戦争は最大の人権侵害である」と言われており、今なお、世界各地で民族・地域紛争が続発し、多くの犠牲者や大量の避難民が発生している状況を新聞やテレビ等で見るたびに心が痛みます。

国内においても、乳幼児に対する虐待をはじめ、男女間におけるDV(ドメスティック・バイオレンス)、障害者や高齢者、ハンセン病元患者などに対する偏見や差別など多くの人権問題が存在しています。また、社会の変遷とともに、ここ数年、インターネットを悪用した人権侵害、性同一障害の問題、ホームレスの人たち等に対する新たな人権課題も発生しています。

本県の人権問題への取り組みは、平成12年5月に策定した「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」に基づき、庁内関係課・室と連携を図りながら、各種の啓発事業を推進して

きたところです。さらに、平成17年度からは、後期計画である「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」のもと、目標である『人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え・行動をとることができる社会の実現』を目指しています。

人権啓発活動は、すぐに効果が現れるものではありません、地道に粘り強く推進していくことが何よりも重要なことと考えております。

どうぞ、読者の皆さまをはじめ県民の皆さまには、各人権課題に対する正しい理解を深めていただくとともに、一日も早く、人権を尊重することが当たりまえの社会、そして、人権が文化として定着する社会となりますよう、お力添えをお願い申し上げます、巻頭の言葉といたします。



「市民の人権意識」の高揚を目指して

前橋市

本市では、お互いの人権が尊重され、誰もが分け隔てされることの無く自分らしく生きることができる、豊かで明るい地域社会を目指して人権啓発を推進しています。

人権を尊重し合うためには、お互いの違いを認め合うことが重要です。私達は、それぞれが日常生活の中で自然と身に着けてきた観念や価値観を持っていますが、時にそれは、先入観や偏見として、お互いの違いを認め合う際の障害となってしまうことがあります。そうならないためには、自分の先入観や偏見に対する「気づき」が大切になります。

本市では、人権啓発のひとつに人権課題ごとに講演会等を実施しています。人間が持つ様々な考え方や生き方を学ぶことによって、「気づき」「お互いの違いを認め合い」「日常生活の中に生かせる人権感覚」を養うことができると考えています。

今までの講演会の一部を紹介します。

■男女共同参画セミナー

市民参加笑劇場でのセリフ

「家事なんてやるもんか。俺は男だぞ。」

「私は女ですッ！それがなんだっていうの？同じ人間、平等でしょ？」

■子ども人権講演会 仲島正教さん

「あーよかったな あなたがいて」「あーよかったな あなたといて」こんな出会いこそが、人間を幸せにするのです。そしてそれこそが人権教育そのものなのです。

■人権・同和問題講演会

辛淑玉さん

「人権は色々なことに敏感になることが大切。人権感覚とは相手の気持ちを相手以上に代弁すること。」



人権・同和問題講演会 辛淑玉さん

本市における人権・同和行政の歩み

～県内初の隣保館設置から今日まで～

隣保館は昭和36年に、県内初、関東地方で2番目に建設され、開館当初から地域のみならず、県内の人権啓発拠点として広く活用され、設置当時の群馬郡倉野町における主要行政施設の役を担いました。

高崎市合併後は、教職員の新任研修やさまざまな人権・同和研修等に利用され、人権啓発に多大な成果を上げてきました。

昭和60年、建物を木造から鉄筋コンクリート造りに建て替え、平成15年には、名称も隣保館からたかさき人権プラザに改称し、県内外の人権啓発の拠点としてこれまで以上に利・活用されています。

館運営のモットーを、「誰もがまぶしい光に照らされますよう」としています。

なお、時代の潮流を受けとめ平成7年には「人権尊重都市宣言」を制定、その精神を踏まえながら人権施策づくりに努めています。平成19年には、人権擁護と男女共同参画の各課を統合、人権男女共同参画課として、人権問題解決の一層の推進を図っています。

主な取り組みでは、教育委員会との共催により「人権を考える市民の集い」を開催し、小中学生を対象とした人権作文・標語・絵画コンクールを実施して、講演会と併せ表彰しています。また、男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年度には条例制定を予定しています。



人権プラザ全景

多文化共生社会の創造

伊勢崎市



伊勢崎市には、平成20年2月末日現在、59カ国、12,032人、全人口の5.7%の外国籍の人々が在住しており、群馬県下で最も多くなっています。外国籍市民の増加と定住化の傾向が強まる中、言葉や文化、生活習慣等の違いによるごみの出し方などの環境問題や労働、医療など、日常生活における課題も発生しています。

本市では、これらの諸問題を解決するため、平成16年6月に、県内で初めて「外国人共生会議」を設置しました。同会議は、多文化共生のまちづくりや日常生活での諸問



題をテーマに議論を深め、国際性豊かな人づくり及びまちづくりを推進するために始まった取り組みです。

今年度は、「全国都市緑化ぐんまフェアinいせさき」と「外国人生活パンフレット」などについて話し合いました。その結果、3月29日から始まる緑化フェアには、同会議においてハートの中に「共生」という文字が浮き上がるデザインの花壇を作ることになりました。そして、その写真を、新年度に配布予定の外国人生活パンフレットに掲載する予定です。

誰もが、地域社会を共に構成する大切な一員であることを胸に刻み、これからも、国籍や民族、文化の違いを問わず、すべての人々がお互いの違いを認め合う「多文化共生社会」の実現に向けて、外国籍市民の人権を尊重し、地域社会に参加できるまちづくりを推進してまいります。

まちづくり基本条例の精神

太田市

まちづくり基本条例は、平成17年3月28日、太田市、尾島町、新田町および敷塚本町が新しい太田市となったことを契機として制定されました。

この条例は、市民・市議会・行政の役割やまちづくりの仕組みなどを明らかにし、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るための基本となるルールを定めたものです。

「太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範」とこの条例の最高規範性をうたっており、このことから太田市の憲法ともいえるものです。

条例の前文のなかで「各地に人権意識の高い先達が存在したこともわたしたちの誇りです。」と人権尊重精神がまちづくりに必要なことを謳っています。

さらには、住民自治を推進するうえで「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別される

ことなく、その個性および能力が十分に発揮されるまちづくり」と「男女共同参画社会の実現に向けたまちづくり」の2項目が基本原則として規定されており、人権に対する極めて大きな配慮が本市の特徴となっております。

特色あるまちづくりの推進を目的として、市税の1%相当を財源に、「1%まちづくり事業」を実施しております。この制度を利用して男女共同参画社会実現に向けた意識啓発のための講演会を市民団体が行ってまいります。



太田市マスコットキャラクター「おおたん」

「男女共同参画一行詩」の募集を通じて



表彰式の一コマ

館林市

館林市では、男女の平等感の確立と、男女共同参画への理解を深めるための啓発事業として、「みんなでつくろう一行詩」のコンクールを平成15年度より実施しています。

小学校5・6年生、中学生、高校生以上一般を対象に一行詩(標語)を募集し、毎年2,000点前後の応募をいただく主要事業となっています。

特に、小、中学生の出品については、学校の全面的な協力を得て、授業や夏休み等を利用して取り組んでいただいております。多くの応募があります。今年度からは、高校に対しても、積極的に協力を呼びかけています。

作品の内容は、日常生活における家族の姿、家族への思いやり、学校で男女が協力している様子、男女共同参画に対する自分自身の考えなど、子どもらしい素直な視点から作られたものが多く、子どもの頃からしっかりと男女の平等感を育てる重要性を改めて考えさせられます。

応募作品は、小学生の部、中学生の部、高校生以上一般の部ごとに優秀作品を決定して表彰するほか、優秀作品集やステッカーを作成し、各学校や公民館に配付して、男女共同参画の啓発に広く役立てています。

県人権男女共同参画課からのお知らせ

■職場や地域での人権に関する研修会に啓発専門員を派遣しています。

派遣に関する費用は、かかりません。申し込み等については、課へ直接問い合わせください。

■人権啓発映画をご利用ください。

人権啓発研修等に、貸出用ビデオを用意してあります。題名を一部紹介します。
・私たちの人権宣言 ・心のメガネ曇ってませんか ・人権ってなあに
・この街で暮らしたい ・心の交響楽
・明子のハードル ・雨上がり ・友子よ晴れない霧はない ・未来への虹
・犯罪被害者の人権を守るために
ご利用に際しては、事前に予約が必要です。詳細については、県人権男女共同参画課ホームページ等をご覧ください。

<連絡先>

人権男女共同参画課

電話 027-226-2906

FAX 027-220-4424

jinkendanjoka@pref.gunma.jp



編集後記

家族や地域社会の構成、また職場における働き方の多様化など、かつて経験したことのない生活を送る中で、「共生」や「共育」の2文字を目にすることが増えたように思います。

今号は、市行政の取り組みを採りあげました。昨年県内を襲った「台風」災害のニュースで“犠牲者ゼロ”の報道を思い出しました。年齢差・障害の有無などさまざまな違いのある人が住む地域、立場の違いはありますが、“地域のことは自分たちの力で”という日常生活での連携のあり方、また人権感覚や人権意識の高揚が、地域づくり・地域活性化に繋がるための土壌づくりが大切ではないかと思います。

(K記)